

様式第二十五号(第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係)

(一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。)又は医薬部外品の場合

動物用医薬品(医薬部外品)製造所廃止(休止)
再開)届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名(法人にあつては、名)
称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品(医薬部外品)製造所の廃止(休止)
再開)を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号

- 1 業務を廃止(休止)
再開)した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

(日本産業規格A4)

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所廃止(休止)
再開)届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名(法人にあつては、名)
称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2
項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所の廃止(休止)
再開)を下記のとおり
届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号

- 1 業務を廃止(休止)
再開)した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

(日本産業規格A4)

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三)再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造所廃止（（休止）
（再開））届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（（法人にあつては、名）
（称及び代表者の氏名））

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第2項の規定により動物用再生医療等製品製造所の廃止（（休止）
（再開））を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号

- 1 業務を廃止（（休止）
（再開））した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本産業規格A4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。